四七三の五、字洞ノ谷奥四七四の一から四七四の三まで、四七六の二、掛川市大渕字東大谷一一三一五の三四、炭焼字横道二九九、三一三、三一四、字申鼻三一五（次の図に示す部分に限る。）、周智郡森町嵯塚字下モ山三七五の二、三七六から三七八まで、問詰字横根一二三八の二、一二三八の三、一二三九、一二九八から一三〇〇まで、一三〇一の一、一三〇一の二、一三〇二の一から一三〇二の三まで、一三四〇の二、一三四一から一三四四まで、一三四七から一三五〇まで、一三五一の二、字和田一三七五の一、一三七五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字神田二四〇三の一・二四〇三の三・二四〇五・字山ノ神谷一九〇・一九三の一・二〇七の二・二一三・字洞ノ谷二七四の一・四七三の一から四七三の三まで・字洞ノ谷奥四七四の一から四七四の三まで・四七六の二・字東大谷一三一五の三四・字横道二九九・三一三・三一四・字申鼻三一五・字下モ山三七五の二・三七六から三七八まで・字横根一二三八の三・一二九八・一二九九・一三〇二の一・一三〇二の二・一三四一・一三四三・一三四七・一三五〇（以上三十三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二三八の二、一三〇〇、一三〇二の三、一三四〇の二、一三四八、一三四九、一三五一の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　㈠　保安林の所在場所　静岡県島田市伊久美字白井沢五六五、五七八、五八二の一、五八二の三、五八五、五九三（次の図に示す部分に限る。）、五九五、五九七

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白井沢五六五・五七八・五八二の一・五八二の三・五九三・五九五・五九七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　静岡県牧之原市地頭方字長木平一五二〇、一五二六、一五四一

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区相淵字狐沢八二、字寺沢九〇、字宮向一六三の一、字宮奥二〇〇、字大カハシ二一二、字タルヲク二五〇、字羽沢二六四、二六六、二六七、葵区梅ヶ島字大ザレ三一八一の一、三二一八、字シバシロ坂二一四四の一、二一四四の二、二一四六から二一四九まで、二一五一、葵区大沢字大向ヒ七〇二から七〇五まで、葵区黒俣字日カケ山九四五の一、九四七の一、九四九、葵区松野字大久保一九一三の二一、字楠沢一九一四の三九、葵区上坂本字所沢一の一、二の一、字ノ瀬二六八の一、二六八の四、葵区入島字瀬戸沢七六〇の三、七九一の一、葵区蔵野字大畑ケ一九〇、字トビハタリ二〇四・二〇五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、葵区足久保奥組字梅ノ久保五四八の一、五四八の二、五五二の一、五五三の二、五五四の一、五五四の二、五五五の一、五五五の二、五五六の一、五五六の二、字大畑ケ五六一から五六三まで、五六六、字清水久保五七六から五七八まで、五八〇の一、五八〇の二、五八一から五八三まで、五八五から五八七まで、五八八九、五九〇、字ホノ元六五三、六五五から六五七まで、六五九、六六〇の一、字中野六六六の一、六七〇の一、六七〇の二、六七一の一、字大沢山六七二の一、六七二の二、六七四、六七六の二、葵区新間字神足一三八九、一三九〇、一三九三、一三九四、一三九五の二、葵区諸子沢字大王一〇五一の一の一、一〇五一の二、葵区坂ノ上字足間原七五、七六、字竹発ツ一九八、字モモノ久保一九九、二〇三、字山下三七二の一、字飛穴四一七、字木伐戸四八二、葵区栃沢字シシミ石三三四、三三五、字カヤノキ沢三四〇の一、字イモアナホツ三八八、三八九、字唐沢八〇六、字サルコウジ八〇七、八〇八、字アラシバ八五七の二、八六〇、字ユサハ八六三の一、八六七、字ナカサキ八七九の一、字トウブチ八八一、字北ヲヲシロ八八五の一、字ガクノドウ八八九の一、字ヨコヅル子九〇二、駿河区丸子字大鉾五九八八、六一六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字羽沢二六六・二六七・字大ザレ三一八一の一・字大向ヒ七〇二から七〇四まで・字大久保一九一三の二一・字楠沢一九一四の三九・字所沢一の一・字一ノ瀬二六八四・字瀬戸沢七六〇の三・七九一の一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、字トビハタリ二〇四、二〇五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市信楽町牧字西出一七八二の二六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十二月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年二月十五日農林水産省告示第三百六号、昭和五十九年八月二十三日農林水産省告示第千七百三十五号、昭和六十二年五月十一日農林水産省告示第五百九十六号、平成十年六月十五日農林水産省告示第九百四十六号、平成十年七月二十八日農林水産省告示第千八十四号、平成十三年九月二十七日農林水産省告示第千三百二十五号